

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和7年度 第1回河内長野市子ども・子育て会議
2 開催日時	令和8年2月17日(火) 午前10時から
3 開催場所	河内長野市役所7階 行政委員会室
4 会議の概要	・委嘱状の交付 ・こども子育て部長あいさつ ・会議 ・議案 案件1. 河内長野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の報告について 案件2. こども誰でも通園制度について(河内長野市こども計画の代用計画等) 案件3. 河内長野市子ども・子育て会議条例の改正(案)について 案件4. その他 ・総評 ・閉会
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) こども子育て部こどもまんな課(内線130)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

（令和7年度）第1回河内長野市こども子育て会議
議事録

開催日時	令和8年2月17日（火）午前10時00分～12時00分
開催場所	河内長野市役所 行政委員会室
出席者 （委員）	会長 渡辺 俊太郎 会代表 河野 清志 委員 古門 久美子 委員 吉田 恵 委員 富岡 祐子 委員 川上 朋子 委員 上尾 晶子 委員 安本 親之（欠席） 委員 九星 静 委員 小滝 孝文（欠席） 委員 飯田 裕香 委員 吉田 妙子
次第	1 委嘱状の交付 2 部長挨拶 3 案件 ① 河内長野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の報告について ② こども誰でも通園制度について（河内長野市こども計画の代用計画等） ③ 河内長野市子ども・子育て会議条例の改正（案）について ④ その他
資料	資料1 河内長野市こども子育て会議委員名簿 資料2 河内長野市こども子育て会議条例 河内長野市子ども・子育て会議条例一部改正（案） 資料3 子ども子育て支援事業計画進捗状況 資料4 こども誰でも通園制度リーフレット 河内長野市こども誰でも通園制度に係る代用計画（案） 河内長野市子ども・子育て会議条例一部改正案 資料5 河内長野市手つなぎ登園推進事業について

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
	開会
事 務 局	【次第 1 委嘱状の公布】
事 務 局	【次第 2 部長あいさつ】
事 務 局	委員の皆様を事務局よりご紹介いたします。 【出席者の紹介】 (外部委員：資料 1 参照、市側：配席図参照) 【資料の確認】 本日配布させていただいております資料は、次第と資料 1 ～ 5 までとなっておりますのでご確認いただければと思います。過不足ございませんでしょうか。 【会議成立の報告】 次に会議成立の報告をさせていただきます。お手元に資料 2 「河内長野市子ども子育て会議条例」をお配りしておりますが、この第 6 条第 3 項におきまして、会は委員の半数以上のご出席で成立することとなっています。本日ご出席の方は 10 名でございます。本日は委員 12 名の半数以上にご出席いただいておりますので会議が成立しておりますことをご報告いたします。 これからの議事は、子ども子育て会議条例第 6 条第 2 項の規定により、渡辺会長を議長として進めていただきますのでよろしくお願いいたします。
渡辺会長	それでは私の方から議事を進めさせていただきます。 案件①「第 2 期河内長野市子ども・子育て支援事業計画における令和 6 年度進捗状況の報告について」の内容について、事務局よりご説明をお願いします。なお、質疑は全ての説明が終わってから纏めて、という形にさせていただきます。 最初に、「(1) 教育・保育の提供体制について」についてご説明をお願いします。
事務局	【次第 3 案件① 河内長野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の報告について】 「(1) 教育・保育の提供体制について」 説明
渡辺会長	続きまして「(2) 地域子ども・子育て支援事業」についてですが、担当する項目をまとめて説明をお願い致します。 項目 1、5、6、7、14、15 についてご説明をお願いします。
事務局	「(2) 地域子ども・子育て支援事業」 項目 1、5、6、7、14、15 について説明 特記事項：項目 14「実費徴収に係る補足給付を行う事業」について、令和 7 年度をもって廃止と報告(最後の市内対象施設である新制度未移行幼稚園が令和 7 年度に認定こども園に移行したため)

渡辺会長	続きまして項目 2 についてご説明をお願いします。
事務局	「(2) 地域子ども・子育て支援事業」 項目 2 について説明
渡辺会長	続きまして項目 3、12、13 についてご説明をお願いします。
事務局	「(2) 地域子ども・子育て支援事業」 項目 3、12、13 について説明
渡辺会長	続きまして項目 4、8、9、11 についてご説明をお願いします。
事務局	「(2) 地域子ども・子育て支援事業」 項目 4、8、9、11 について説明
渡辺会長	続きまして項目 10 についてご説明をお願いします。
事務局	「(2) 地域子ども・子育て支援事業」 項目 10 について説明
渡辺会長	事務局からすべての項目について説明がありました。内容について意見や質問があればお願いします。
河野会長代理	「(2) 地域子ども・子育て支援事業」項目 4【子育て短期支援事業】について教えていただきたいのですが、4ヶ所から6ヶ所に増えて利用人数が 49 人と非常に多くなっているのですけれども、具体的にどういった施設に子ども達がショートステイしていたのでしょうか。
事務局	はい、私の方からショートステイについてお答えします。以前4ヶ所契約していましたところは羽曳野の児童養護施設等が2ヶ所、太子町の児童施設が1つ、泉大津の乳児院が1つ。そして新たに泉大津の養護施設と、堺区の児童施設の方と契約することができまして、送迎等もその時によって可能であればしてもらえとのことで、少し利便性の方も確保できるようになりました。
河野会長代理	施設の方に迎えに来ていただけるのですか？
事務局	送迎も、タイミングが合えばしてくれる時もある施設と契約できております。
委員	「(2) 地域子ども・子育て支援事業」項目 12【養育支援訪問事業】について、利用数は書いていますが、この事業は実際に利用者さんから「来てほしい」と言われるのか、健診とかで市から声かけしているのか、どういったものなののでしょうか。

事務局	「養育支援訪問事業」は、何らかの理由があってヘルパーとか有料のものを利用することが困難な方や、自分でそういう手続きが難しいような方、色んな相談の場面で「そういう支援を使っていった方がいいよね」といった方に対して、保護者さんと調整をはかりながら進めております。相談や支援に入ることにに対してなかなかハードルが高いご家庭もありますので、信頼関係を築いていきながら、少しずつそういうサービスの方に繋がっていくように、ということで作らせていただいている事業です。
委員	次に、「(2) 地域子ども・子育て支援事業」項目 8【ファミリー・サポート・センター】の利用について、車をお持ちの人に利用者さんが偏ることなのではございますけれども、私も子どものサッカーの送り迎えなどで他の子どもを乗せることがあります。保護者同士の信頼関係で「じゃあ頼むね」というのもあるのですが、そういう信頼関係が薄い中で人の子を乗せるというのはすごくストレスもかかるし、あまり「いいよいいよ」と気楽に受けられるものではないので、契約する時にそういうトラブルを回避する為の一文を入れたら良いのかなと思います。
事務局	ありがとうございます。登録や打ち合わせの際に、運転や送迎がある場合の同意書の確認、保険を使う場合はどうなるか、チャイルドシート使用のことなども説明して「安全が一番、お子様の安全を」とういことを理解していただいております。その上で「大丈夫です」とおっしゃってくださった方に依頼している、という状況になっております。
委員	「(2) 地域子ども・子育て支援事業」項目 7【病児保育事業】について、私は、高向福祉会の方で市からの委託を受けまして、病児保育事業をしております。先ほどの市さんからの報告にもありましたように、河内長野市では高向こども園ともう 1ヶ所の計 2ヶ所でこの事業をしています。やはり母親は、子どもが病気になった時に休めなくて「預かってほしいな」という気持ちで、すごく必死で電話をかけてきてくれるのです。お電話にはうちの担当職員が対応するのですが、最初に電話をかけて来られた方に、「インフルエンザになっています」と言われると、次の方が「病原性ノロウイルス感染性胃腸炎です」とか「RS です」など別の病名を言われたら、個室がたくさん無い上、病児保育事業の玄関が 1ヶ所になっていますので、「申し訳ございません」と、「ほんとにお母さん困ってはるやろうなあ」と思いながらお断りさせてもらうのですが、そういうことがすごく度々なのです。やっぱりこの時期（2月）、毎日くらいお電話かかってくるのですが、「もし入口がもう 1ヶ所、部屋がもう 1つあれば預かってあげたいなあ」という気持ちがあります。委託を受けている事業者の意見としては、今後もっともっと病児が増加してくるのではないかなと思います。この数字のところで 180 が目標ですけれども、結局断っている件数がものすごく多いので、今後もし河内長野市としても「部屋や個室を増やしてこう」というようなお考えであれば、私どもも柔軟に対応して何らかの策を考えていきたいなあと思っていますので、またご相談させてもらって。河内長野市の保護者の皆さんがもっともっと利用できるような態勢を作りたいな、と感じておりますのでよろしくお願いしておきます。また、今後の見通しもご相談させていただきたいなと思っています。
事務局	部屋を増やすというのは、改築・増築等で部屋を増やすということでしょうか。
委員	そうですね、高向こども園の玄関の横に「病児保育事業室」があります。そこは「同じ病名の

	子どもでないとお預かりできない」となっていますので、入口をもう１ヶ所別に作って、施設の中でもう１ヶ所分けた形の病児保育室を設置するということを考えても良いかなと。こんなに困っておられるのに断るのもちょっとなかなか…。「いつぐらいに（電話を）掛けたいけるのですか？」と予約がすごく早めに掛かってきたりするんです。「今から病院へ行くんですが多分インフルだと思うので、もう予約しておいてもらえますか？」と言われて、「いやちょっと病名がしっかりしてからでないとお預かりできないんです」というような電話がもう前日に掛かってきたりするので、これにも今後対応していかないといけないかなと考えています。玄関を別にするという形をとったうえで部屋を増やしたいなって。今は、入口は１ヶ所中で部屋は２ヶ所あります。でも入口が一緒なので、別の病気だとそこを通すことはできないという状況になっています。
事務局	今後の施策の反映に繋げさせてもらいたいと思います。ありがとうございました。
河野会長代理	今の話、全国的に同じように困っておられるところが沢山あると思うのですが、他の自治体はどうされているのですかね？入口が１ヶ所だと１つの病気の方しか入れないということで、２ヶ所の入口を設けているとか、入口が１ヶ所でも何か工夫して、幾つかの種類の病気に対応して病児保育ができるように、とかいうのはあるのでしょうか。
事務局	他の自治体の施設に関しては把握できていません。ただ、１つの部屋に対して１つの病気しかダメ、あと感染するものはダメですよ、というルールがありますね。
河野会長代理	他の自治体は何か工夫されていることがあるのか、どこの自治体も同じような悩みを抱えておられるのかなと感じたので、何かそういう工夫があったらいいなと。
事務局	他の自治体のことも調査させていただきます。
委員	病児保育ではないとは思いますが、他の市の保育園に見学に行った時に思ったのが、園庭があって教室があって、１ヶ所の通路ではなくて、教室の窓からすぐに運動場に出られるような構造になっている所があって。下駄箱もそこにあって子ども達はそこから運動場に出て遊んでまたそこから入って、というのをしていたのですが、そういう建物の構造だったら運動場という空間は一緒ですけど分けやすいのかなあ、と今ちょっと思ったので。細かいことは分からないですけども参考になれば…。
事務局	掃き出し窓を入口に使ったら、というなお話でよろしいでしょうか。
委員	そうですね、高さとか色々あると思うのですが…。
委員	それで市に認めてもらえる形なのかどうかというのも、また今後お話しして皆さんに喜んでもらえるように対応していけたらと思いますのでよろしく願いいたします。ご意見ありがとうございます。
渡辺会長	他にはいかがでしょうか。

	では次の案件2に移りたいと思います。最初に「こども誰でも通園制度」についてです。本制度に関して河内長野市こども計画の代用計画の策定が必要ということで、事務局の担当の方から説明をお願いします。
事務局	【次第3 案件② こども誰でも通園制度について（河内長野市こども計画の代用計画等） 資料4-1、4-2 について説明
渡辺会長	【こども誰でも通園制度】について、ただいま事務局からご説明いただきましたけれども、途中で出てきた認可手続きの条件詳細については案件3の方で、というお話しでしたので、それ以外の部分でご質問ご意見がありましたらお願いしたいと思います。
委員	千代田台こども園での受け入れ人数というのは決まっているのですか。
事務局	千代田台こども園では、こども計画79ページの確保方策の人数と同じ、月24人を受け入れる方向で考えております。
委員	月に10時間となっていますが、これは月々ですか。
事務局	月々10時間上限です。
委員	1ヶ月分を先に決める、毎月予約するという形にするのですか。
事務局	定期利用という形で考えています。細かい話からしますと月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の週4日で実施予定なのですが、それぞれの曜日によって受け入れる年齢を変えさせてもらう予定です。0歳の子と2歳の子を同じ部屋で受け入れても、子ども同士の繋がりにはならないのかなというところもありますので、年齢で分けさせてもらう予定です。きょうだいさんがいる家庭のために、きょうだい枠として月曜日のみ別の年齢を受け入れる予定です。火曜日は0歳、木曜日は1歳、金曜日は2歳というふうに分けさせてもらうので、基本的には曜日が決まるのですね。曜日が決まる中でひと月は4週ありますので、1回の利用を5時間として、第1週と第3週の火曜日とか、第2週と第4週の木曜日で、みたいな形で決まっていくのかなと思っています。運用ルールについてはまだしっかりと決めていませんので、こうした方が良いのではないかというご意見があれば、今なら反映できる時期ではあります。
委員	ありがとうございます。費用はどうなるのでしょうか。
事務局	条例で定めないとはいけませんので、未決事項についてまだ我々が勝手にお伝えするわけにはいかないのですが、案としましては、国の方から1時間あたりの金額300円を標準とする方針が示されておりますので、一般的にはそのままいくと思います。一応国から減免制度を設けるのが良いと思いますよ、というお示しがありますので、生活保護の方などにはそういう配慮をとっては考えております。

委員	あいつくで「千代田台こども園でやりますよ」というチラシを見たのですが、実際問い合わせなどはあるのですか。
事務局	問い合わせはございます。「誰でも通園」に向けての試行事業として、まずは「一時預かり」という形でさせてもらう予定なのですが、今のところ問い合わせはあるのですけれども、実際使われる方がまだお1人という状態、民間園さんでも一時預かりをされているので、千代田台だけ、というわけではないというのもあって…まだ数は少ないです。
委員	民間の保育園やこども園でも「まだ入園入所をしていない子ども達を受け入れる」というので「毎週火曜日にはこんな事業がありますよ」というように親子で行くのがありますよね。そういうものがこれに変わってくるということですか。いま「やまのこひろば」とか色んな受け入れ態勢がありますよね。「保護者が来てもいいですよ」とか「まだ（保育所等に）入っていない子ども達も来てください」というものが。これが始まることで民間もそちらの方に移行していかれるという感じですか。
事務局	多分園庭開放とかそういった地域の開放事業ですね。そちらは基本的に「地域の方は無料で来てください」という形なのですが、それとは内容的に建て付けが別のものなのです。「有料で、お子さんの計画もきっちり立てた中での定期的な通園を保証していく」というものなので、制度の建て付けとしてはちょっと異なります。そういった有償の事業を、今後民間さんの方でもご希望に応じてやっていっていただく、という形です。
委員	今やられているのは「保護者も一緒に」という形で、子ども達を預かってもらっている間、保護者の方にも居る場所があったのですが、そういう保護者が居ることのできる場所は無いのでしょうか。もう預けたら保護者は帰る、一時預かりという感じですか？
事務局	千代田台こども園では、預かりはじめての何回かは親子通園もできるようにする予定ですが、基本的には一定の回数を超えるとあとはお子さんだけで、という形でのお預かりに切り替わります。
委員	ありがとうございます。
委員	月 10 時間の枠内ということですが、1 日の上限の時間はあるのですか。あとお昼をまたぐ時は給食が出るのか、お弁当を持参するのか、教えていただきたいなと思います。

事務局	1日の上限は5時間とさせてもらっておりまして、「午前の2時間半」「午後の2時間半」、もしくは『通しで5時間』という形から選んでいただこうと考えております。1日通しの9時半から2時半の5時間をご利用の場合は、給食の提供も考えております。ただ離乳食においてはご家庭から持参していただく予定です。アレルギー対応においては在園児と同じものであれば用意できるので、例えば卵アレルギーの在園児がいれば、卵アレルギー対応の給食は提供させていただこうかなと考えています。それ以外についてはお弁当を持参していただく予定です。また、「給食は不要で家から弁当を持ってきます」という方についてはご持参いただいて、というふうに柔軟に対応していきたいなと考えております。
委員	ありがとうございます。
河野会長代理	他の自治体でも委員をしているのですが、現場の先生方もその時の会議で「2時間子どもを預かって1日中泣いて終わる」とおっしゃっていて。そのために現場で懸念していることや、工夫されるようなことはありますか。
事務局	「受け入れ人数が月24人って少ないな」と思われるかと思うのですが、保育士の数とお子さまをお預かりする数を考えるとあまり沢山お預かりしても…。泣いてばかりの赤ちゃんとか、2歳児さんなどには本当に楽しく過ごしてもらおう為に、少ない人数なのですが1日2人とか3人という数にさせてもらっています。1つのお部屋でお預かりするのですが、時にはその年齢のクラスに遊びに行くとか、園児との交流とか、そういうこともさせてもらいながら、泣いてばかりでいる1日にならないように工夫させてもらいたいなあと考えております。
河野会長代理	ありがとうございます。
委員	2歳の子がこの通園制度を利用して入った時、2歳児のクラスに入るわけではないのですか。
事務局	そうです。一旦別のお部屋でお預かりしてその部屋で遊ぶのですが、時間帯によったら同じ2歳児のクラスに合流させる、ということも考えています。お子さんがどんな状況かということもあるので、単独のお部屋で保育士とゆったり過ごすというのもありですし、一緒に遊べそうなお子さんでしたら遊びに行かせてもらえたらと考えています。
渡辺会長	他にいかがでしょうか。
委員	「一時預かり」のところにあっただと思うのですが、今後の話ですけれども、預かってもらいたいと希望する人数の内訳として、その年次やクラスに偏りがあるかを園が把握されているのかな、ということが知りたいです。また今後、民間園の中でこの制度の利用者が増えていった場合に、先生の人数の確保、何歳児クラス何名に対して先生が何名と決まっていると思うのですが、そこに入れていくとなると、それを見越した先生の割合数のようなものを計算されていくのかなと。どうでしょうか。
事務局	まず実際の年齢の偏り度について、そういうことを知るために試行実施をやらせてもらおうと思ったわけですが、申し込みがなかなかなくて、データが増えていないというのが実情です。

	公立園では実は一時預かり事業を今までやったことがなくて、入園していないお子さんを預かる制度というのが初めてです。それもあって試行実施でそのデータが取れたらなあという話だったのですが、正直取れていないので、令和8年度はぶっつけ本番という形になっている状況です。1個目のご質問についてははっきりと答えられるデータが今のところ無いということになっております。2つ目のご質問が「保育士さんの確保」ですね。「保育士確保策」は本当に喫緊の課題と言いますか、重要な位置付けの課題になっております。市ではここ数年、毎年『就職フェア』というものを年1回、市内の民間園さんも呼ばせてもらって開催しています。今年は6月1日にやらせていただきました。それとは別に2月に『プチ就職フェア』という、民間園さんはお呼びしていませんが、民間園さんのパンフレットも置いて「保育士として就職どうですか」と呼び込むような形で、保育士確保に向けての活動をやらせていただいております、今後も継続を考えています。令和8年度からは「宿舍借り上げ支援事業」とか「保育士実習生支援事業」といった、これも議会の予算決議が下りていないのでまだご紹介できないのですが、保育士確保に向けてできる事業はないのかという検討を進めております。
委員	1名の子どもさんが「誰でも通園」で来られて、個室で先生と1対1となると、本当に先生が1人減ってしまうということですね。
事務局	この「こども誰でも通園制度」のやり方というのが、大きく2つに分かれています。1つは専用室を確保して、専用の職員を置いてこの事業をやるというもの。もう1つが「余裕活用型」と言いまして、今ある保育所や認定こども園のクラスに余裕がある場合に受け入れをして、一緒にお子さんを見ていくもの。千代田台こども園で実施するのは「専用室活用型」という形で、部屋も別で職員もそれ専用の職員を置いて実施していくことになります。
委員	お試しをするのに希望者が無くてデータが集まらなかった、というふうに解釈したのですが、どのように呼びかけをされたのですか。希望者を募った方法は。
事務局	チラシを作成しまして、先ほど「あいつくで見ました」とおっしゃっていましたが、掲示したりホームページで公開する形でやらせていただいております。
委員	今後この制度自体はどういうふうに周知していく予定なのでしょうか。
事務局	4月の広報やホームページに載せさせていただくのと、チラシ配布の方は、関係機関にも協力をあおいで募集させていただこうかなと思っています。
委員	この対象の世代の子どもを持つ家庭をターゲットにして何かをする、ということは考えてないのですか。
事務局	我々こども政策の部署は基本的には保育、幼稚園利用のある方を対象に活動しているグループでございまして…。他に保育園や幼稚園に通っていない子どもさんと関わっている部署がございまして。今ご意見をいただきまして、そこ連携できないか、この後話しをさせてもらえたらと思います。ありがとうございます。
渡辺会長	妊婦訪問の時とか健診の時とか、そういう機会を使われると良いと思います。

事務局	こどもファミリーセンターでは、今は妊娠の時と赤ちゃん訪問の時にチラシをお渡しして、事業の試行実施について対象の方にご紹介させていただいております。また、訪問健診や赤ちゃん訪問、母子手帳の面接などの時でも、どんどん紹介させていただきたいと思っております。
事務局	ニーズ調査ができていないという話がありました。ちょっと性質は違いますが、あいつくにも「ピーチルーム」という一時預かり室があります。その年齢別の利用把握によると、1歳が1番多くて、0, 1, 2歳の中では1歳が他の年齢に比べてダントツに多いという感じですね。
渡辺会長	他によろしいでしょうか。では先ほどもお話しに出ましたけれども「河内長野市子ども・子育て会議条例の改正（案）」について、まず事務局の方からご説明をお願いします。
事務局	【次第3 案件③ 河内長野市子ども・子育て会議条例の改正（案）】 について説明
渡辺会長	ありがとうございます。いま事務局から説明いただいた内容についてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
河野会長代理	虐待等の報告がこの会議の中で行われるということですが、一般的にこの会議を設置しているところが多いのか、他にも「児童福祉審議会」などがあるかと思いますが、そこではなくてこの会議で報告する理由というのはあるのでしょうか。
事務局	本市では「児童福祉審議会」を設けておりません。国からは「保育所等の職員による虐待に関する通報義務等に関するQ&A」というものが示されております。具体的には「既存の子ども・子育て会議」を「審議会」として良いか、という質問に対しまして「差し支えございません」とあります。既存の会議の諸々事業において「児童福祉法に基づく児童福祉審議会としての義務が含まれる場合は、審議会とすることができますよ」ということで回答されておりますので、委員さんや各構成員のメンバーについても同様の内容となりますことから、改めて児童福祉審議会を立ち上げるよりも、国のQ&Aが示すように当会議「子ども・子育て会議」においてご報告させていただくことが適正ではないか、と本市の総務部門とも調整した上で判断し、今回このように改正するものでございます。
河野会長代理	具体的にはもしそういう虐待事例があった場合、ここで一報を受けて何か審議をするのでしょうか。それとも「こういうことがありました」と報告を受けて聞くだけのものなののでしょうか。
事務局	基本的には報告させていただいて、お知りおきいただくという形になろうかと思います。
河野会長代理	委員から、何か「こうした方が良いのではないか」とかいう意見をお伝えすることはないのですか。

事 務 局	もちろん意見としてはおっしゃっていただいて、それをまた参考にさせていただくことも事案によってはあるかも知れませんが、なにぶんこの会議自体が随時開催しているものではございませんので、今回の年間の事業の報告と同様「こういった事案があった」というご報告をまとめさせていただく形になろうかと思います。
渡辺会長	他にいかがでしょうか。では私からもうひとつ。先ほどお話しに出ていた【こども誰でも通園制度】の認可に関するプロセスの中で「この会議での意見聴取」というのが入っていると思います。もちろん具体的に決まっていなくてもいいかもしれませんが、こういった情報が提供されてどの程度まで意見をいうべきなのか、この意見聴取についてのイメージを教えてくださいなと思います。
事 務 局	ちょっと詳しくなり過ぎるかもしれませんが、児童福祉法で定められています。児童福祉法第34条の15第3項に「市町村長は（略）乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があった時には、条例で定める基準に適合するかどうかを審査する他、次に掲げる基準によってその申請を審査しなければならない」とあって、1つ目が「必要な経済的基礎があること」、2つ目が「事業を行うものが社会的信望を有すること」、3つ目が「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識または経験を有すること」、4つ目は「次のいずれにも該当しない」とあって「申請者が拘禁刑以上の刑に処せられ、またその執行を終わり、その執行を受けることがなくなるまでのものがある時」など、色々と「これがあつたらダメです」ということが示されております。そのあたりは実際に事業者の方から申請書が出てきたものについて、市で事前に審査をさせていただいた上で、最終的に「その事業者さんでやっていただきます」と資料をつけてご報告させていただく予定をしております。具体的な内容については非常に細かいところもございますけれども、「市町村は認可をしようとする時は、あらかじめ児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者、その他児童福祉に係る当事者の意見を聞かなければならない」ということが定められておりますので、こちらの会議で公開させていただく予定です。
渡辺会長	イメージとしては申請があつた時、まず申請書類を市の方で見させていただいて、その結果をこちらの会議でご報告いただいて、その内容を見ながら我々が気付いたことや疑問に思ったことをお尋ねしたりする、というイメージになりますか。
事 務 局	はい。あと追加ですが、この児童福祉法の中で、既に認定こども園や保育所等の事業をされている社会福祉法人、または学校法人については、基準が一部だけになります。その場合はもう「経済的基礎があるか」なども関係無く、ダメな項目がないかだけを審査する形です。今のところ、既存の認定こども園や保育所が実施することを想定しています。
渡辺会長	全くの新規であれば審査はどうなるのでしょうか。

事務局	はい。株式会社やそういうところが来た場合は、一からの審査という形になります。
渡辺会長	ほとんど市内で園を運営されている法人さんがなさる予定なので、あとは必要な確認をしていく、というようなイメージですね。
事務局	そうですね。「こことここが事業を実施されます。できるのはこういう内容です」というようなお話しになろうかと思います。
渡辺会長	わかりました。
委員	こども園を運営している民間の保育園側としては、市さんから色々と説明も聞かせていただきまして、制度が決まっていく中で、令和9年度から実際に進めていけたらなと思っています。先ほど言っておられました保育士さんの確保も含め、令和8年度の間に1年かけて準備しようかなと。園側としては、子どもさんを安全にお預かりするための保育室の確保などについては、保育室が無いのであればちょっと無理かなという考えもあります。準備段階に入っているんで、どれだけの利用者さんがあるかとか、先ほど聞かせてもらった月火木金とか、最高で月に24人ですか、それなら1日1人か2人くらいかなあとか、色々園の方でも計画しています。例えば0歳の赤ちゃん1人の利用であれば、本当に泣いて帰ってしまうだけならば「制度的にこれが本当に子どもにとって良いのかなあ」と思います。お母さんが1年間育児休暇を取られていて、1年間ぴったりと愛着を作って欲しい時期に「誰でも通園」で1週間に1回2時間ずつ5回利用して、その5回とも泣いて帰るという形であればどうなのかなあって。育児相談制度というのもあるので、その時にお母さんの色んなお気持ちを聞かせてもらったりすると、一緒に来て一緒に帰ってしまうこともあるのかもしれないなと思います。施設側としては今後また計画していかないといけない方向でおりますので、また市さんに質問等あるかもしれませんが、よろしく願いしておきます。
渡辺会長	こちらの案件について他にございますか。 それでは最後の案件「その他」に移りますね。事務局より説明をお願いします。
事務局	【次第3 案件④ その他】 河内長野市 手つなぎ登園推進事業 について説明
渡辺会長	ありがとうございました。今の内容に関して、もしくは最後の機会になるので、全体を通してでもご意見ご質問等ありましたらお願いします。
委員	施設側としては、補助していただき大変保護者の方々も喜んでおられます。以前「子ども・子育て会議」に参加させてもらった時に「河内長野市で0歳の赤ちゃんをお家で保育されている家庭に、定期的におむつを配ってあげてほしい」という意見を出させてもらいました。その件に関して河内長野市はまだ0歳の赤ちゃんのおむつは配布されていないと思うのですがどうでしょうか。

事務局	先ほど子育て支援の事業で説明させていただいたのですが、0歳児に対して毎月ではないですけれども、令和7年度は2回配布させていただきました。令和8年度からは回数をそれよりも増やして、おむつだけではなくておしり拭きや離乳食、そういう子育て用品を配布させていただく事業を予定しております。
委員	令和7年度はもうおむつは配られていますか。
事務局	はい、2回ではありますけれども。ただ対象と致しましては「0歳児」というわけではなくて、試行的事業でございましたので、令和7年1月から12月までの方を対象にさせていただきました。
委員	令和7年の1月から12月に生まれたお子さんにということですね。それを広報か何かで周知されていますか。
事務局	そうですね。広報もさせていただきましたし、当然ホームページにもアップさせていただきました。対象の方については令和7年の7月から申請を受け付けましたので、1月から6月生まれの方には郵送で案内をさせていただきました。7月からは出生届を出された方に対してチラシなどでご案内させていただきました。ただまだ申請されていない方もいらっしゃいましたので、その方については「こういう制度がありますよ」と再度周知案内をさせていただいた、というところがございます。
委員	ありがとうございます。令和8年度からは0歳だけですね。
事務局	そうですね、1歳は無いです。これも令和8年度でまだ予算が確定していないところなのですが、こちらの案としては、令和8年の1月からを対象にさせていただきたいと考えております。まだその回数については、富田林さんは毎月ということになっているのですが、こちらはそれよりはちょっと少ない形での回数で検討をしております。
委員	おむつ処分用のゴミシールを配布してくれていることは私も聞いていたので、保護者の方が面接などに来られた時に、まだ知らない方も結構おられるので「河内長野さんにはこういう制度があるよ」と声掛けさせてもらっているのですけれどもなかなか…。また皆さんが「子育て支援センター事業」の「げんきっこ」などに来られた時に、保護者で知らない方がおられたら、担当の先生からお話ししておいてもらおうと思います。皆さんが理解してくださっていただければ良いのですが、なかなか良い事をしてくれている知らない方がおられて、面接に来られた方に「保育所でもこんなものがあるよ」と情報お伝えしたら、「ええ！そうなんですか？」などと喜んで下さるので、今後も進めていただけたらありがたいなと思っております。
渡辺会長	他にありますでしょうか。

委員	「手つなぎ登園」ってすごくいいなと思っています。おむつもすごい数になるのですが、やっぱり布団とかがもうすごい量になって。私は働いていないのですが友達の話では、毎週末布団を持って帰って洗うかクリーニングに持っていくという作業が本当に負担だと何回も聞くので、それを全部保育所と認定こども園でやってくれるのであればすごく負担が減って、これからどんどん共働きの人も増えてくるのでは、周りを見ても感じます。とても良い事業だと思います。ずっと続けてほしいです。
渡辺会長	ありがとうございます。ではいいでしょうか。そうしましたら最後に河野先生からお願いいたします。
河野会長代理	今日の会議を通して、各事業が着実に進展していると感じました。今年度は本市、河内長野は大きな機構改革があって、部署の名前も色々変わり、市役所の中身も何か雰囲気明るくなってきているなあ、というふうに思っています。その中で例えばこの「手つなぎ登園制度」や、学校現場ではいま全国2例目となる、作業療法士や言語聴覚士の導入など、かなり新しいことを進めてきているなという印象を受けています。ぜひ河内長野市はこれからも「子育てしやすい町」として認識されるように進んでいただけたらな、と感じました。
渡辺会長	私も今日色々なお話をうかがって、最初の部長さんのご挨拶の中にもありましたが「過去にこの会議で出てきたような内容が、結構実現してきている。幾つかそういったものもあるんだなあ」というふうに感じています。ここで出た意見はすごく大事ですし、それを引き続き計画などに反映していただけたらありがたいな、と思いました。終わりの方でも話し合ったように、この会議でも新たに、こども誰でも通園制度の意見聴取というのが始まると思うので、またちょっと違った視点から皆様のご意見をいただけたらと思います。引き続きよろしくお願いいたします。
渡辺会長	ではこれで本日の案件は全て終了いたしました。長時間にわたるご審議、ありがとうございます。進行を事務局にお戻しします。
事務局	以上をもちまして、令和7年度第1回河内長野市子ども・子育て会議は終了とさせていただきます。長時間にわたりご協力いただきましてありがとうございました。
	(終了)

河内長野市子ども・子育て会議委員名簿

資料1

(任期)令和6年8月2日～令和8年8月1日

種 別	所 属	氏 名	備 考
1号委員	一般市民(公募委員)	古門 久美子	
1号委員	一般市民(公募委員)	吉田 恵	
1号委員	一般市民(公募委員)	富岡 祐子	
1号委員	河内長野市PTA連絡協議会	川上 朋子	役員改選に伴う委員変更 任期:令和7年7月8日～令和 8年8月1日
2号委員	大阪大谷大学	河野 清志	
2号委員	大阪総合保育大学	渡辺 俊太郎	
3号委員	民生委員・児童委員協議会	上尾 晶子	役員改選に伴う委員変更 任期:令和8年1月26日～令 和8年8月1日
4号委員	河内長野市民間保育園連絡協議会	九星 静	
4号委員	河内長野市私立幼稚園連絡協議会	安本 親之	
4号委員	河内長野市立小中学校校長会	小滝 孝文	役員改選に伴う委員変更 任期:令和7年7月8日～令和 8年8月1日
5号委員	河内長野市商工会	飯田 裕香	
6号委員	河内長野市社会福祉協議会	吉田 妙子	

河内長野市子ども・子育て会議委員名簿

資料1

(任期)令和6年8月2日～令和8年8月1日

種 別	所 属	氏 名	備 考
1号委員	一般市民(公募委員)	古門 久美子	
1号委員	一般市民(公募委員)	吉田 恵	
1号委員	一般市民(公募委員)	富岡 祐子	
1号委員	河内長野市PTA連絡協議会	藤井 さやか	
2号委員	大阪大谷大学	河野 清志	
2号委員	大阪総合保育大学	渡辺 俊太郎	
3号委員	民生委員・児童委員協議会	上田 雄三郎	
4号委員	河内長野市民間保育園連絡協議会	九星 静	
4号委員	河内長野市私立幼稚園連絡協議会	安本 親之	
4号委員	河内長野市立小中学校校長会	北野 良和	
5号委員	河内長野市商工会	飯田 裕香	
6号委員	河内長野市社会福祉協議会	吉田 妙子	

○河内長野市子ども・子育て会議条例

平成27年3月25日 条例第1号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、河内長野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）等に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (5) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

河内長野市子ども・子育て会議条例新旧対照表

改正前	改正後	適用期日
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、河内長野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行う。 (1) 法第72条第1項各号に掲げる事項に関すること。 (2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）等に関すること。	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第8条第3項</u>の規定に基づき、河内長野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行う。 (1) 法第72条第1項各号に掲げる事項に関すること。 (2) <u>児童福祉法第8条第3項に掲げる事項</u>に関すること。 (3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）等に関すること。	令和8年4月1日

こども誰でも 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます
- ・年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします

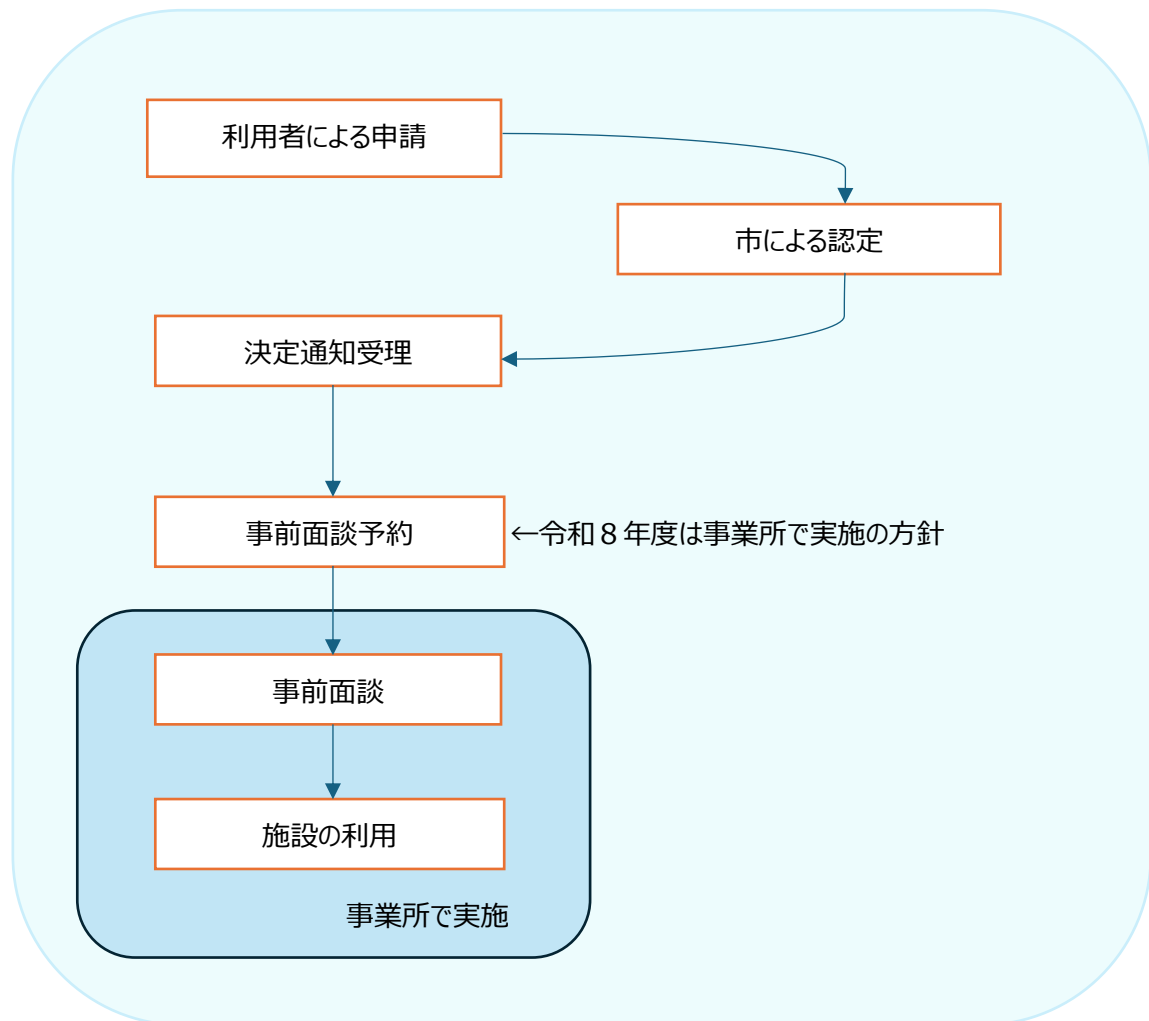
保護者にとって

- ・地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります

一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

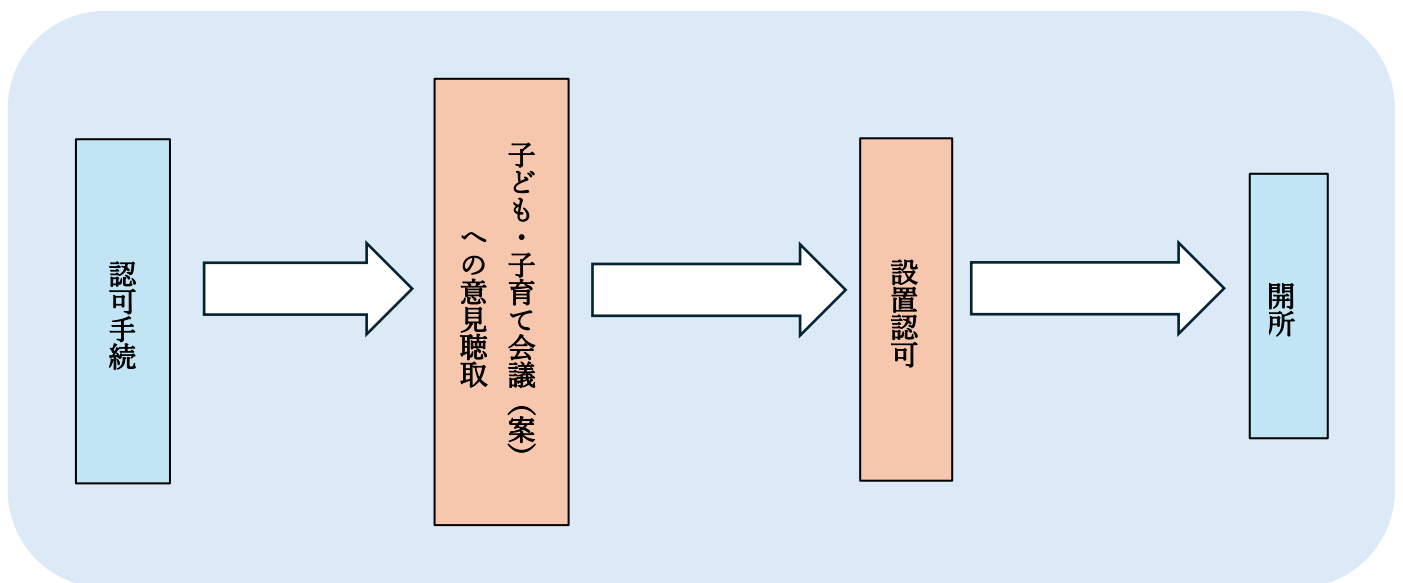
利用の方法について



民間事業者が事業を始めるにあたって

- ・事業を行うには、**市の認可**を受ける必要があります。
- ・認可基準については、国が定める内閣府令に基づき、市において条例で制定します。

認可手続きの進め方について



第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

河内長野市

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。

○ 認定こども園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

第三期都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 代用計画

都道府県名

(乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について)

記載事項

(記載例)

○ 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。

○ 幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

(特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項について)

記載事項

(記載例)

○ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第22条の規定を踏まえ、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる保育士その他の特定乳児等通園支援を行う者の確保に努める。

○ 併せて、特定乳児等通園支援を行う者の研修を行う体制を整備し、特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上を図る。

河内長野市手つなぎ登園推進事業について

1. 趣旨

保育所等における、おむつ等のサブスクリプションサービスの実施等に対して市が補助を行うことで、保護者の毎日の荷物準備・名前書きといった負担を解消し、さらに保護者の経済的負担の軽減を図る。

2. 対象

(1)対象施設

市内の保育所又は認定こども園

(2)対象児童

0歳児～満3歳児クラスの市内在住児童

(3)対象期間・経費

4月1日～3月31日の期間に、対象施設において、対象児童に用いるための費用で、補助金実績報告までの期間に支出が完了している下記の費用

- ①紙おむつ、おしりふき、使い捨てエプロン・スタイ、手口ふきに係るサブスクリプションサービス費用、および布団・シーツ類に係るリース料
- ②紙おむつ、おしりふき、使い捨てエプロン・スタイ、手口ふきのうち、園で直接購入した費用

3. 補助額

各月初日の在園対象児童数の各月合計人数に 3,000 円を乗じて得た額を上限として、実際に要した経費を補助